

令和6年度 長野市地域包括支援センター設置運営方針 (2024-2026 (令和6年度—令和8年度)) (案)

I 方針策定の趣旨

この方針は、長野市における地域包括支援センター(以下「支援センター」という。)の運営上の基本的な考え方と業務推進の方向性を明確にするとともに、支援センター業務の円滑かつ効果的な実施に資することを目的に策定します。

II 支援センターの設置目的・意義

支援センターは、地域の高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進を総合的・包括的に支援することを目的として、必要な相談・援助を行うとともに、介護保険法で求められている包括的支援事業を地域において一体的に実施する機関として高齢者人口に応じて設置します。

運営体制は、市直営の基幹型支援センター1か所、委託支援センター19か所、サブセンター1か所とします。

また、「あんしんいきいきプラン21(第10次長野市高齢者福祉計画・第9期長野市介護保険事業計画)」の基本理念、重点項目及び基本的な政策目標を踏まえて、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう、その有する能力に応じた自立した日常生活の支援、要介護状態等とならないための予防、個々の状況変化に応じて介護・医療等の様々なサービスを継続して提供することで、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、地域共生社会の実現を目指します。

III 運営上の基本的視点

1 公益性

支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料、国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行います。

2 地域性

支援センターは、地域の介護・福祉サービスの体制を支える中核的な機関として担当圏域の特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

地域ケア会議、民生児童委員協議会などの地域で行われている活動を通じて、地域住民や関係機関、サービス利用者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

3 協働性

支援センターの保健師（看護師）、社会福祉士及び主任ケアマネジャー等の専門職（以下「専門3職種等」という。）が相互に情報を共有し、連携・協働の実施体制を構築し、業務全体をチームとして支えます。

効果的な事業実施のため、地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生児童委員等の関係者と連携を図りながら活動します。

IV 基本的な運営方針

1 共通事項

(1) 事業計画の作成

支援センターは、本運営方針に基づき、担当圏域の実情やニーズに応じて重点的に取り組むべき業務を設定し、具体的な年間事業計画を作成します。

(2) 支援センターの周知活動

高齢者福祉の総合相談窓口として、その存在や事業内容を広く市民に浸透させるため、様々な機会を捉えて、広報・周知活動を行います。

(3) 職員の姿勢

支援センターの職員は、公正・中立な立場であることを認識し、その設置目的と基本的機能を念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行します。

(4) 職員の資質向上

支援センターの職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上等、事業の実施に必要な知識・技術の習得を目的とした研修等に積極的に参加するとともに、学んだ知識・技術については全職員に伝達、共有することにより、支援センター全体の資質向上に努めます。

(5) 法令の遵守

支援センターの運営等にあたっては、関係法令等の遵守を徹底します。

(6) 個人情報の保護

支援センターが有する相談記録及び関係文書等の情報を適切に管理、保管するとともに、業務の遂行にあたり知り得た個人情報について、漏えい及び目的外利用の防止に向けた管理体制（責任者の配置、管理簿への記載等）を整備し、厳重な取り扱いを徹底します。

(7) 苦情対応

支援センターに関する苦情を受けた場合は、その内容を記録し、迅速かつ適切に対応するとともに、再発防止に努めます。

2 重点的に行うべき業務の方針

(1) 総合相談支援体制の充実

高齢者が抱える課題や高齢者虐待の要因は、8050 問題、世帯の経済的な問題等、複雑化・複合化した問題が増えています。相談者の属性や世代に関わらない受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援が求められていることから、相談内容を分析し、各分野と連携を図りながら総合相談や権利擁護の支援を行います。

(2) 家族介護者への支援

地域における高齢者等の在宅生活を支えるため、介護を行う家族に対する支援が重要視されています。介護に関する相談窓口の周知を図るとともに、介護に関する情報や知識の提供、家族介護者同士の支え合いの場を確保する等の支援を図ります。

また、ICTを活用した家族介護者への支援についても検討します。

(3) ケアマネジメント支援の充実

ケアマネジャーが対応する事例の中には、複雑化・複合化した困難な事例が増えています。

管内ケアマネ連絡会を活用し、各分野の関係機関と連携した研修会や事例検討会、個別ケア会議による個別支援の検討等により、ケアマネジャーを支援します。

(4) 高齢者を支える地域の体制づくり

生活支援が必要な高齢者の増加と、社会全体で担い手が減少する中で、地域の特性や実情、暮らしぶりに合わせて、総合相談支援体制の充実と連動し、生活課題の抽出、社会資源の把握を行い、地域包括ケアシステムを通じた生活支援体制整備を推進します。

住民自治協議会や地域福祉ワーカーとの連携・協働、地域ネットワーク会議などの活用により、住民主体による支え合い活動を創出します。

3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・地域福祉ワーカー・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会及び専門職との連携）の構築方針

地域において、行政機関、介護サービス事業者、医療機関、住民自治協議会や民生児童委員など地域の関係者、ボランティア等とのネットワークを構築し、その調整役として、高齢者一人ひとりの状況に合ったサービスや地域の活動につなげられるようきめ細かな相談・支援を実施します。

4 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

第1号介護予防支援事業により、地域で暮らす高齢者の自立支援及び介護予防を積極的に進めるため、介護予防サービス事業所の活用のほか、担当地区内の住民主体の場、地区公民館、民間事業所等が提供しているインフォーマルサービスの活用を推進します。

5 ケアマネジメント支援の実施方針

支援センターが主体となり管内ケアマネ連絡会を開催し、情報共有や勉強会を実施することで、ケアマネジャーのスキルアップを図ります。

高齢者が抱える様々な問題への解決に向けて、地域のケアマネジャーが、自身の役割や解決方法を整理し、主治医や地域の関係機関との連携・調整を図り、自ら問題解決ができるよう、具体的な支援方法の検討及び助言などの支援を行います。

また、「介護予防・日常生活支援総合事業」における自立支援に向けたケアマネジメント支援に取り組みます。

6 地域ケア会議の運営方針

個別ケア会議及び地域ネットワーク会議は、地区を担当する支援センターが中心となって開催します。

支援が必要な高齢者等へ適切な支援を行うため、多様な関係者で検討を行うとともに、個別ケースの検討によって共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結び付けます。

7 市や関係機関との連携方針

支援センターは、市及び関係機関との連携を図り、効率的に業務運営を行うため、次の会議に参加します。

(1) 「長野市地域包括支援センター運営協議会」

支援センターの設置、業務の方針、運営、職員の確保及び地域包括ケア等に関することを所掌し、支援センターが行う業務の評価を行って意見を述べ、適切、公正かつ中立な運営の確保を目指します。

(2) 「地域包括支援センター・在宅介護支援センター運営調整会議」

支援センター運営の基本方針、介護予防事業及び包括的支援事業等の事業方針など、センターの運営に係る事項及び地域包括ケアシステムの深化・推進に関することについて、市と地域包括支援センターとの合意形成を図ります。

また、担当区域を越えた課題や重点事業について、支援センター間の連携及び情報交換を図り、課題の解決に向けた検討を行います。

8 公正・中立性確保のための方針

支援センターは、当該年度の事業計画書、収支予算書並びに前年度業務の評価指標の結果、事業報告書及び収支決算書等を市が設置する長野市地域包括支援センター運営協議会に提出します。

支援センターは、長野市地域包括支援センター運営協議会の意見等を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保します。

9 チームアプローチによる業務方針

専門3職種等が、多様化・複雑化した相談に対して、相互に情報を共有し、それぞれの専門性を活かし、連携・協働しながら多様な視点から問題の解決を図り、包括的に高齢者を支える“チームアプローチ”の考え方を基本として、業務を行います。

また、常に各種サービスの最新情報を把握するとともに、チームアプローチを円滑、確実に行うために、高齢者や地域に関する情報の共有化を図り、相談・支援のスキルアップに努めます。

V 個別事業の実施方針

1 第1号介護予防支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業の利用者に対し、適切なアセスメントの実施により生活機能の維持・改善を図り、状況を踏まえた目標を設定するとともに、本人の意欲に働きかけながら、効果的な介護予防・生活支援サービス事業等の利用について検討し、その達成のために必要なサービスを主体的に利用して、目標の達成に取り組めるよう、ケアプランを作成します。

また、厚生労働省の定める地域支援事業実施要綱、介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン及び長野市介護予防・日常生活支援総合事業介護予防ケアマネジメント手順書に基づき、適切な介護予防ケアマネジメントを実施します。

2 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

専門3職種等が高齢者等の様々な相談に応じ、適切なサービスや機関・制度等へつなぎ、包括的、継続的に支援します。

高齢者や家族等からの相談を待っているだけでは、隠れた問題やニーズを発見できないため、民生児童委員等の協力を得ながらアウトリーチにより地域の高齢者の心身の状況や家族環境等を把握することで、支援が必要になる高齢者や家族への予防的対応や早期対応を図ります。

「基本チェックリスト」の活用により、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの提供が必要な人を決定し、介護予防ケアマネジメントにつなげます。

担当職員の資質向上を図るとともに、関係機関等と地域のネットワークの強化に努めます。

(2) 権利擁護業務

高齢者の権利が守られる地域とするため、高齢者虐待防止の啓発と早期発見に取り組めます。虐待を受けている高齢者の支援だけでなく、虐待防止の観点から養護者（家族）への支援に努めます。

高齢者虐待対応マニュアルに沿って、迅速で適切な支援が行えるよう、関係機関

や関係団体との連携強化に努めます。

高齢者が悪質商法や特殊詐欺などの消費者被害を未然に防止するため、消費生活センターや警察などの関係機関と連携して最新情報を収集し、広報・啓発活動を行います。

長野市成年後見支援センターや「おひとりさま」あんしんサポート相談室との連携を密にし、成年後見制度等の普及や啓発を図るとともに、制度の利用に向けた支援を行います。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ケアマネジャー業務の円滑な実施を支援するため、ケアプランの作成についての相談や複雑化・複合化したケースの相談などについて、専門3職種等がその専門性を活かし具体的な援助方法の検討を行うとともに、地域ケア会議や支援センターが開催する管内ケアマネ連絡会も活用しながら、ケアマネジャーへの支援・助言を行います。

また、ケアマネジャー同士のネットワークを通じて、地域の社会資源の情報を共有し、高齢者やその家族が必要なときに必要な援助を切れ目なく受けられるよう、地域の様々な関係機関とのネットワークの構築を図ります。

(4) 認知症総合支援事業

認知症の有無に関わらず、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるように、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の理念に基づき、認知症の人やその家族の視点を踏まえ、普及啓発の推進を図るとともに地域での見守り・支援体制づくりを進めます。

また、保健・医療・介護の各種専門機関や認知症疾患医療センターとの連携の充実を図り、できるだけ早い段階で必要な医療・介護等につなげ、安心して暮らせるように、相談支援の充実を図ります。

(5) 地域ケア会議の充実

個別ケア会議では高齢者等個人の課題への対応を、本人や家族、専門職、民生児童委員、自治会役員、ボランティア、行政職員などの参加者によって、多様な視点から検討し、地域におけるその人らしい生活の継続を支援します。「本人が地域で暮らしていけるために、地域でどう支援していくか」という視点で課題解決のための議論を行い、個人の課題解決、ネットワークの構築及び、地域課題の発見機能を強化します。

自立支援型個別ケア会議においても、ケアマネジャーの実践力向上とともに、地域課題の把握及びネットワークの構築に努めます。

個別ケア会議等の積み重ねによる地域課題の抽出を踏まえ、「地域ネットワーク会議」を開催することで、課題解決に向けた調整や推進、支え合いの仕組みの創出につなげます。

(6) 生活支援体制整備事業

総合相談業務などから得られる地域課題を抽出・分析し、高齢者の生活課題に対する地域ごとの支援体制を構築するため、住民自治協議会に配置された地域福祉ワーカー

一、支所及び住民自治協議会と連携するなど地域の地域福祉活動計画や住民活動と連動し、地区の特性や実情に応じた住民同士による「生活支援」や「集い・通いの場」、「移動支援」などの「支え合い活動」の創出に向けた取り組みを行います。

また、地域ネットワーク会議等の機会を利用して、地域包括支援センターが把握している高齢者の実状や、専門的見地から、地域課題の抽出、支援体制の構築に向けた取り組みの提案などを、地域に向けて積極的に行います。

(7) 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療・介護を一体的に提供できる体制づくりを進めるため、医療機関等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の充実を図ります。

支援センターは、長野市在宅医療・介護連携支援センターの活用、多職種連携研修会への参加、人生会議（ACP）の啓発に協力します。

VI 基幹型支援センターの主な役割

1 統括・運営・総合調整に関すること

- (1) 「地域包括支援センター・在宅介護支援センター運営調整会議」の企画及び開催
- (2) 支援センター業務評価での自己評価に対する、業務の平準化・効率化や向上のための助言
- (3) 市関係各課及び関係機関との連携調整
- (4) 制度改正等の周知及び各種マニュアルや手順書の整備、更新

2 委託地域包括支援センターの後方支援

- (1) 支援困難ケースの後方支援、同行訪問、関係機関との連絡調整等
- (2) 災害時の被災状況の把握、業務継続のための判断及び支援

3 地域ケア会議の開催支援

- (1) 個別地域ケア会議の助言、及びネットワーク構築への支援
- (2) 地域ネットワーク会議の開催支援（関係機関との連携支援、情報交換会や研修等）
- (3) 地域づくり・資源開発・政策形成に向けた長野市ケア会議の開催

4 認知症施策の推進

相談支援体制や関係機関（認知症疾患医療センター含む）との連携体制の充実

5 権利擁護業務の支援

- (1) 高齢者虐待ケースの相談窓口、事実確認、コアメンバー会議等の調整、立入調査、進行管理及び介入（役割分担に基づいた対応）

- (2) 高齢者虐待防止のためのネットワーク会議や関係機関とのネットワーク強化
- (3) 消費者被害未然防止のための広報・啓発、関係機関との連携

6 人材育成の支援

- (1) 各種研修会（外部研修への参加推奨も含む）、各専門職の情報交換、事例検討会の開催による支援センター職員の資質向上
- (2) 介護予防に係るケアマネジメント支援のための研修、情報提供、助言等